

牛久市教育委員会 2月定例会会議録

1. 日 時 令和5年2月16日（木）午後1時30分
2. 場 所 ひたち野リフレビル 4階 第3会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・吉原 英夫・八木橋 晴美・宮本 芳子
4. 委員以外  
の出席者 教育部長 吉田 茂男  
次長兼学校教育課長 川真田 英行  
次長兼スポーツ推進課長 高橋 頼輝  
教育企画課 課長 吉田 充生  
指導課 課長 河村 博行  
生涯学習課兼中央図書館  
課長兼館長 斎藤 正治  
学校教育課 課長補佐 森田 明  
学校教育課 課長補佐 野口 治  
指導課 課長補佐 山口 明  
指導課 課長補佐 飯田 千枝美  
生涯学習課 課長補佐 池田 健一  
文化芸術課 課長補佐 木本 拳周  
スポーツ推進課 課長補佐 保坂 正博  
教育企画課 課長補佐 山口 功  
教育企画課 副参事 近藤 絹
5. 欠席者 文化芸術課 課長 糸賀 珠絵  
文化芸術課 課長補佐 山越 義弘
6. 会議録署名人 宮本 芳子
7. 議事事項 議案第3号 牛久市教育委員会いじめ調査委員会を設置しないことについて  
議案第4号 牛久市幼稚園バス運行に関する規則について  
議案第5号 牛久市教育委員会点検・評価（令和3年度対象）について  
議案第6号 牛久市教育振興基本計画実施計画（令和5年度～令和7年度）の策定について  
報告第3号 専決第1号 令和5年度牛久市一般会計予算について  
報告第4号 専決第2号 令和4年度牛久市一般会計3月補正予算について
8. その他

教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
--------	--------------------------

教育長	<p>実は先日、スポーツ文化ツーリズムアワード2022という賞をシャトーが頂きまして誠に、木本さんが中心になって頑張ってくれたんですが、2月13日が日本遺産の日ということで市長さんのお供で部長さん、木本さんが行って国のほうで自民党の議員さんたちにPRしたんだっけ、というのがありました。その中で子供たちを広めて、広く地域住民が関心を持って教育現場が一体となって日本遺産に取り組んでほしいという話があって、昨日、神谷小と甲州市の小学校が交流会をネットでやったり、牛久一中の子供たちが甲州市に実際にバスで行ったりしながら進めています。市長がスポーツと文化のまちというのをさかんにPRしていますが、スポーツも文化もみんな教育委員会担当なものですから、そういう意味では市長さんもまちづくりに教育が大いに期待してる場所ありますので、そういった意味でもまちづくりと学校づくりを備えていければなと思っています。</p> <p>一方で、今年は小学校1年生、落ちつかないクラスが幾つか出てしまいました。聞いてると、やっぱり家庭的な事情があったり、先生方が若くてうまくいかなかったりとかあるので、来年から文科省の指定をもらって幼児教育センター事業というのを立ち上げて小1プロブレムをされていこうという取組をしようとしているところです。</p> <p>また不登校も多いので、一般の方々がフリースクールをどんどんつくってくれていますので、地域の方々が子供の居場所をつくってくれて、地域と一体となって子供の居場所づくりというのを進められればなと思っています。</p> <p>また、今日はおくの義務教育学校ですばらしい授業公開があって、いつもなんだよね。ちょっと障害の重い子が子供たちと一緒に学んでいる姿を見て、学びの共同体がよく進んでいる奥野地域だなというのを感じまして、校舎建築も始まりますので、新しい器に新しい教育が入るように頑張っていければなと思っています。今後ともよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 宮本芳子委員を指名する。</p>
教育長	<p>それでは初めに、議案第3号「牛久市教育委員会いじめ調査委員会を設置しないことについて」であります。地方教法の第14条第7項により出席委員の3分の2以上の多数で議決したとき、これを公開しないことができます。</p> <p>本議案については、非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮り申し上げます。非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>

	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>議案第3号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>以上で、委員会の非公開を解除します。</p>
教育長	<p>次に、議案第4号「牛久市幼稚園バス運行に関する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
次長兼学校教育課長	<p>議案第4号「牛久市幼稚園バス運行に関する規則について」でございます。</p> <p>今おくのキャンパスバスの運行に当たっての運行規程ということで訓令という形で持っておりますが、今回第一幼稚園と第二幼稚園を統合に向けていく中で、今年度から5年間ということで一応保護者とお約束をいたしまして、今生まれてるお子さんがいるうちは、あちらの地域からも足を確保するという意味で今までどおり第二に連れてきてくれれば第一までの行き来ができますよということでのバスの運行でございます。実際に管財課と約束をしております、おくのキャンパスバス終わったやつが第二のほうに回って8時半ぐらい出発で8時50分ひたち野に着と。帰りもこちらを3時過ぎに出てあちらのほうに3時半前ぐらいに着という1本ずつの運行でございます。</p> <p>条文なんですけど、まず第2条で乗れる方ということで、園児に加えてあと園児の保護者についても片道であればということで、たまにこちらの様子を見たいという場合はお乗せしようかということで、こういった表現をしております。帰りはご自分の足で何とか帰っていただくという形になります。運行経路は、第一と第二の間のみという形で、これを限定しております。利用の申出、もしくは中止という形です。</p> <p>5条のほうに行きまして、これは幼稚園のバスですので必ず職員が1名、そのほかに添乗職員ということで考えております。どういったシフトで添乗するかはちょっとまだ詳細は決めておりません。</p> <p>6条1番、今注目されているかと思うんですが安全管理ということで、乗車、降車の際の点呼、あと乗り終わった後の車内の点検、運転士と添乗員双方で車内の点検を行うと。あと最近ガイドラインをつくるということでも来ておりま</p>

	<p>すので、マニュアルについては教育委員会が別に定めるということで、今、他市の例などを参考にちょっと作成中であります。これについては、おくのキャンパスバスのほうもある程度作成する必要があるかなと考えておまして、あとバスの中に、実は補助事業でバスの多分一番後ろにスイッチがあつて、止まって降りたら多分そこまで消しに行かないと駄目みたいなそういった装置、17万ぐらいするんですが、それを4台のバスにつけるといふことで進んでおります。そういったちょっと物理的な安全対策も含めてやる予定でございます。</p> <p>第7条利用者の遵守事項ということで、あと8条利用の取消し、あと9条でバスに損害を与えた場合の損害賠償という形で考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>質問がありましたらお願いします。</p>
八木橋委員	<p>確認なんですけど、バスの利用申請書ですか。</p> <p>出した方しかバスは利用できないということで、例えばお迎えに間に合わないお母さんがいてバス停までならば旦那行けるよとか、急遽そういう単発での受入れというのはできないということですよ。</p>
次長兼学校教育課長	<p>そうですね。基本的にあんまり緩めてしまうと、やっぱりその安全の部分がちょっと怖い部分があると思いますので、一旦はこれでちょっとがちがちに縛って運用してみようかと思っております。一応年度開始前の申出なんですけど転入してきた方は別にそうじゃなくても構わないというだけの規定になっておりますが、あくまでも申し込んだ方のみという形で。乗ったり乗らなかったりする日があると、やっぱりちょっとチェックってしづらくなると思いますので、そういう形でしたいと思っております。</p>
教育長	<p>ほかに。</p>
石井委員	<p>附則のほうで、この規則ですね。令和10年3月31日限りというのは、これまで前例があったとおりということでそこで失効するというところでよろしいね。</p>
次長兼学校教育課長	<p>はい。これについては総務課ともちょっと話した中で入れてきた附則なんですけど、やはり5年という約束をしている中で一応失効の期限も入れておくと。</p>

吉原委員	<p>1つだけ確認させてください。</p> <p>第2条のただし書に、必要に応じて園児の保護者利用も可能ですとあるんですけども、この必要に応じての必要、どういう場合ですか。障害があるお子さんとかそういうことを想定しているんですか。</p>
次長兼学校教育課長	<p>それもあるんですが、基本的にやはり幼稚園、今までですとやっぱり先生方に会って、ちょっと園と先生方がいろんなお話をする中で情報を得るというのもあると思いますので、やっぱりバス停だとそれができないので、たまにちょっと第一のほうに行って実際に自分の子供を見てくれる先生方に会いに行くとか、あと子供の様子を見に行くとか、そういう場合にはお乗りいただいて、その代わり片道、帰りは自分でかっぱ号か何かで帰ってきてもらう、ちょっと座って。</p>
吉原委員	<p>何かちょっと釈然としないんですけれども、例えばもう少し明確にね。こういうお子さんについては保護者が同伴していきますよというのは分かるんですけども、幼稚園の先生のお話を聞きに保護者も一緒に行きますよとなると。</p>
次長兼学校教育課長	<p>幼稚園の様子とかですね、子供の幼稚園で、幼稚園で暮らしている様子とか、そういうのを今までだと第二にあれば朝連れてったときにやっぱりちょっと見たり、あと先生方もちょっとお話ししたり。それがその部分が全部途切れてしまいますので、その部分でちょっと、たまに行く場合は乗ってもいいかなという程度です。</p>
吉原委員	<p>私聞いた大本の理由は、ほかにもスクールバスありますよね。</p> <p>そこに、ここで認めることによって、じゃあほかでもそういう場合には保護者が乗ることを認めなければ公平感ないのかな。だから、原則スクールバスなので、先生は大人として乗るけれども子供しか乗れない。そこに保護者も乗っていいですよとなったときに、その理由が明確でなかった場合に、ほかのスクールバスは、じゃどうなんですかという。そこが条例化した場合の、私は問題あるような気がしたので、この必要に応じての必要とは何かとちょっと問い合わせたので、ここがちょっと曖昧になってくると、この規則って何か穴ができちゃうね。</p>

次長兼学校教育課長	<p>スクールバスと、こちらは幼稚園バスです。学校の場合は授業参観というところ、もちろん幼稚園もそれもあるんですけども、やはり幼稚園の機能としてやっぱり保護者の成長を促すというか、家庭教育という部分もあるかと思います。それが、このバスでただバスに乗せるだけになったときに途切れてしまうのがどうかなと考えたもんですから、そこで園の様子を見に行く、ときにたまにお乗りいただくのはいいのかなというところで、この部分を。</p>
吉原委員	<p>そうすると、当然バスの利用申請書に保護者名も入れなくちゃ駄目ですね。その場合によって乗る人の。</p>
次長兼学校教育課長	<p>乗るときはそうです。もちろん控えます。ただ、保護者は降り遅れて熱中症で亡くなるとかそういうことはありませんので、そこは。もちろん乗ったときは乗車員としては確認はします。</p>
吉原委員	<p>何かちょっとごめんね。本当に釈然としないんでね。その保護者は乗せないと、保護者は乗れないというのが原則的に今までずっとスクールバスでやってきたんですね。この幼稚園バスも、多分私立の幼稚園でも何でもそうですけれども、保護者は原則乗れないです。それはバスの運行規程の中で子供に対する責任はあるけれども、保護者に対する責任は持たないわけですから。ここで牛久市の幼稚園バスには保護者も乗せるとなると、もし万が一何かあったときに保護者に対しても市は責任を取るという意味で、これ大事なんですよ。</p>
次長兼学校教育課長	<p>その意味で保護者も乗ることも想定しているというのをあえて書き込んでおります。</p>
吉原委員	<p>堂々巡りになっちゃうけれども、じゃあほかのスクールバスで。</p>
次長兼学校教育課長	<p>だから、スクールバスと幼稚園バスということで、スクールバスは小学校以上ですから、そこはちょっと分けて我々は考えたんですが。</p>
吉原委員	<p>そうすると、そういう規定もちゃんと学校のスクールバスのほうには入れるわけですね、保護者は乗れないと。</p>

次長兼学校教育課長	保護者が乗れないというよりも、乗れる人を逆に書いてますので、多分子供だけになってるかと思います。
教育長	あれ。おくののスクールバスは、保護者は乗せないとなるだけ。
次長兼学校教育課長	いや、乗せないという書き方をしてるんじゃないかと、乗る人を限定していません。
教育長	保護者は乗っていいんだっけ。おくののバスなんかも保護者乗っていいんだっけ。
次長兼学校教育課長	乗せません、基本的には。
教育長	それ何で乗せないかってこと。
次長兼学校教育課長	いや、小学校のスクールバスなので普通に子供たちを運ぶだけという形で、幼稚園のほうは結局必ず出てくるのが足がないという話が出てきます。自転車しかない。そうすると、あちらの地区は廃止されてしまったら幼稚園とのつながりがなくなっちゃうという話が必ず出てくるので。
吉原委員	それはよく分かります。保護者に対してそういうサービスをする必要性があるというのは分かるのね。うん。でもこういうふうに規則として運営していく場合に保護者も利用可能とする、その根拠というのがきちんとされてないと後でトラブルになったときにどうやって言い逃れすんのかなと私は思っちゃうんですよ。だから、学校の小学生のスクールバスも保護者は乗れません。幼稚園バスも乗れません。でも、必要に応じてとなったとき、その必要はちっちゃい頃からそのお子さんが障害があったり、具合が悪いときには保護者も同伴して乗れるとかね。そういう明文があれば私は全然問題ないと思うんだけど、ただ必要に応じてとなったときにどうなのかなと。今お話聞いたらば、子供の様子を見に行ったり、幼稚園の先生に話を聞くのに一緒に乗っかっていくとなったら何かちょっと違うような気がするんですよね。だったら、聞きに行くんだったら自分でコミュニティーバスを使ってそこへ行って聞いて、それで帰っ

	<p>てくればいいわけですから。まして、行きだけ送って帰りは勝手に帰りなさい、何かそのサービスもちょっと中途半端なような気がして、何でもこういう言葉が出てきちゃうのかなとちょっと思ったので、もうちょっとその辺はつきりと教育委員会で事務局で持ってたほうが、私はトラブルにならないような、ちょっと気がしたんですよね。だから、ちょっと釈然としない。この必要に応じてと幾らでも言い逃れできちゃう。ちょっと一緒に乗せてくださいとって乗っちゃうので必要に応じてですよ、その必要に応じてというのは誰が判断するのかによってだと思ふ。運転手さんが判断するのか、幼稚園の先生が判断するのか、教育委員会が判断するのかと、その辺ちょっと不明確だったんでその辺をはつきりさせといていただければなと思ひます。</p>
教育長	<p>どうでしょうね、委員の皆さん。</p>
石井委員	<p>この規則の下に細かい細則みたいなのはつくられるんですか。</p>
次長兼学校教育課長	<p>規則というとは基本的にはかなり細かく書いてはあるんですが、別に定めるといふ部分以外は。なので、ちょっと運用に関する内規みたいなのがもし必要であればマニュアルももちろん別、あと運行経路や運行時刻も別なので、そういった中で、ちょっとその必要に応じてのケースを想定しておくといふことはできるかなと思ひます。</p>
石井委員	<p>そうですね。そういった対応は必要かと思ひます。（「はい」の声あり）</p>
教育長	<p>八木橋委員、宮本委員はどうですか。大丈夫ですか。</p>
宮本委員	<p>今お話を聞いてみると、確かに必要に応じてを保護者が自分の好きなように解釈されても困るので。あとこれはよくて、これは駄目、何でもオーケーなのかといふのもちょっと釈然としないので。例外的に、例えば、園児の保護者利用も可能とする場合もあるとか何かそういう一文の書き方がもうちょっとはつきりとした、必要が分からない、みんな定義できないんじゃないかと、みんなが、あ、これ、こういう特別な場合だけなのねといふふうにしたほうがいいのかなと思ひます。</p>

教育長	八木橋委員は。
八木橋委員	やっぱり私は吉原先生のお話を聞いて、とても納得する部分がありました。
教育長	バスって定員が何名でしたっけ。
次長兼学校教育課長	基本的に33人乗りか37人乗りで来るので、今利用される予定の人は10名ちょっとぐらいなので、全然席数としては空いています。子供なので3人で2人換算ですので。
八木橋委員	保護者の方が乗ったとしても運行はできるという。
次長兼学校教育課長	全然できます。ただ想定をしてないと、逆に乗っちゃった場合に事故があったりとかそういった場合に逆に困るかなというところがあります。乗る想定をしていたんだというところであれば、事故が起こったときも当然、保険はどっちみち出ると思うんですが、いろんなトラブルが割とスムーズに行けるのかなという感じはしますね。
教育長	以上の話を聞くと、全員賛成の意味の挙手というわけにはいかないと思いますので、付帯決議というか細則をつくってもらって次回に再提案するか、一応賛成をいただいて附則みたいなものを3月に出すか、どちらかですよね。事務局としてはどうしますか。
次長兼学校教育課長	そうですね。そしたら保護者は乗せる想定もした上で必要に応じての具体的な内規というか、そこをちょっと固めて次回お示しする形でいかがでしょうか。
教育長	はい。それで進めたいと思いますのでよろしくお願いします。 ちなみに、バスの乗ってる子供は何人いるんですしたっけ。
次長兼学校教育課長	今申込みがある中で十数名です。

学校教育課長補佐（野口）	正確には9名です。
教育長	ああ。こちらから行くのは何人もいるんだけれども、バスは9名ということですか。
学校教育課長補佐（野口）	バス利用希望者は9名。
教育長	でも、全体は十何人いるでしょう。 ちなみに来年度の人数ですが、第一幼稚園の5歳児は何人になりますか。
学校教育課長補佐（野口）	5歳児は定員が25なんですが、それをちょっと下回るぐらいなので、ちょっとすみません、正確な数字は。
教育長	4歳児は。
学校教育課長補佐（野口）	4歳児も同じですね。
教育長	両方合わせて何人ぐらいですか。両方合わせて。
学校教育課長補佐（野口）	合わせて四十数名。
教育長	四十数名か。 3歳児は。
学校教育課長補佐（野口）	3歳児も十数名なので、定員より若干少ないぐらいの募集です。
教育長	若干ね。ああ、そういう状況なんですね。 はい。ありがとうございました。

教育長	<p>では、これで終わりにしまして、次の議案第5号「牛久市教育委員会点検・評価（令和3年度対象）について」事務局より説明をお願いします。</p>
教育企画課長	<p>牛久市教育委員会点検・評価についてご説明いたします。</p> <p>教育委員会をご承知のとおり、法の規定に基づきまして教育委員会の所管する事務に関して点検及び評価をすることとされております。これは教育委員会が決定した方針に基づいて、我々事務局が適切に事業を執行しているかどうかを確認していただくために行うものです。点検・評価の内容は、平成30年度に策定された牛久市教育振興基本計画の中で、各事務事業を29の施策に分類しておりますので、その施策ごとに整理しています。昨年7月の定例会以降、管下の事業の内容については、主なものだけではありますけれども皆様にお知らせしていたところですので、このたび令和3年度の事業を対象とした事業の点検・評価報告書の案を取りまとめましたので、皆様のご意見を伺うものです。</p> <p>また67ページ、後ろのほうになりますが、筑波大学の浜田教授から学識経験者としての外部評価も付け加えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>これについて、何かご意見ありますでしょうか。</p>
石井委員	<p>何点かありますが、まず5ページの展開方向で成果指標の管理なんです、一番下が、表の一番下で県平均以下と書いてあるんですね、目標のほうが。現在値は数値なんです。こちらが、県の目標が以下なのか以上なのかという点がどこにも触れてないので、一般の方が見たときに分かりにくいのかなと思うので、そこの部分は記入をしていただいたほうがいいのかなと思いました。</p>
教育長	<p>どこでしょう。5ページの。</p>
石井委員	<p>5ページの成果指標の管理の一番下です。</p>
教育長	<p>児童生徒に対する不登校生徒数の割合ですか。</p>
石井委員	<p>はい。目標値が県平均以下なんです、現在の数値がそれがいいかどうか</p>

	<p>よっと書いてないので、判断が非常にしにくいのかなと思ったものですから。どこかで考察に書かれていればよかったんで、考察にも触れてなかったんで、その部分があったほうがよろしいかなと思いました。</p>
教育長	<p>不登校ね。</p>
石井委員	<p>あと、よろしいですか。あと22ページの上から令和3年度の取組内容のこちらの5行目に交通防災課とあるんですけども、3年度って交通防災課でしたっけ。防災課と地域安全に分かれてましたっけ。</p>
教育企画課長	<p>防災課と地域安全課ですね。</p>
石井委員	<p>ですよ。だったら、これ直したほうがいいかなと思ったので。</p> <p>あとですね、表記の問題で32ページになります。枠の中の上のほうなんですけど、こちらの文書の末が何々のため終わってるんですね。ほかのところと比べて表記が違ってしまっていて、ほかは何かしているとか、したとか、あるいはですますなんですけれども、この支援員数については、運営はできているが欠員が生じているためとか、パソコン、ネットワークを整備したが支援員が高齢のこともあり、活用しきれていないためみたいな形になってるので、ここだけだと表記が違っているんで、そろえたほうがよろしいかなと思いました。</p> <p>あともう一個、26ページに戻ってください。すみません。ちょっと見たら分かりづらかったんですが、おくのキャンパスの特色ある学校づくりというのが上から10行目かな、ありますけれども、ここの表現の中で5～3級合格者数の前年度との比で40人が33人、準2級合格者数が前年度との比で8人が3人となるとあるんですが、これ、ちょっと分かりづらい表記。順番逆なのかと思って、増えているのであれば数字が逆なのか、ちょっと表記が分かりづらかったんで、ここをちょっと検討いただければと思いました。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p>
吉原委員	<p>評価を見せていただいて、強いというのは1か所だけなんです。これはコロナ禍における結果なのでこれは仕方がないんですけども、全体的に見てすごく素晴らしい成果が評価されて素晴らしいなと思いました。これ、外へ出</p>

<p>教育長</p>	<p>す文書なんですかね。では、1か所だけここを直してもらいたいですけれども、58ページ。深刻な問題です。勝利非常主義となってるので、これ勝利至上。あら、すごい新しい四文字熟語ができたと思って。これは非常の、非常時の非常じゃなくて情けという字を書いてあったら、私は拍手を送ったんですけども。そういうユーモアが解釈できたらすばらしいなと思ったんですけども、勝利至上主義、非常に大きな問題なんで、ここだけちょっと直してください。よろしくお願いします。</p> <p>ほかによろしいですか。</p> <p>それでは、点検・評価、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>議案第5号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議案第6号「牛久市教育振興基本計画実施計画（令和5年度から令和7年度）の策定について事務局よりお願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>引き続き、教育振興基本計画実施計画の策定についての説明をさせていただきます。</p> <p>こちら先ほどと同じように30年度に策定しました教育振興基本計画、その中の29の施策に分類された各事務事業について、ここ3か年の見通しを示したものでございます。先ほどの点検・評価の報告書に対応しているものでPDCAサイクルという計画実行、評価、分析、改善というPDCAサイクルの一文になっておるものですが、点検・評価のほうチェックとアクション、評価と改善の部分になります。そして、これを基に今回予算編成をしまして3か年分のものをP、プランということでまとめているのが、この実施計画になります。</p> <p>本件の内容につきましては、教育委員会が所管する行政活動のうち、予算を伴う事務事業について令和5年度から令和7年度に計画された事務事業にのっとりまして全部で128の事務事業がメニュー化されているものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>質問等ありましたら。</p>

石井委員	<p>時間がありませんでしたのでちょっとはっきり見てないんですが、これは児童生徒数の推移についてはどんなふうに見てらっしゃるんでしょうか。</p>
教育長	<p>これは吉田課長でいいですか。</p>
石井委員	<p>児童生徒が増えるのか、同じで見ているのか、3年間通して。それに応じて予算も違ってくるのかと思ったんですけども。今ほとんど同じ、同額なのが多いんですけども、それは前提にはしていない。</p>
教育長	<p>児童生徒数はここ三、四年で200人ぐらい減ってます。6,900から今6,700台になってきてますよね。</p>
石井委員	<p>向こう3年の見込みでも減る前提なのか、金額が変わってないのは大きいんですが、増えてるのがあったりとか凸凹なので何か元があるのかなと思ったので。</p>
教育長	<p>今、河村課長は来年度の予算やってます。学級数やってますが、そんなに学級数は減ってないよね。</p>
石井委員	<p>例えば、今前提として変わらないとした場合なんですけど、3ページで下の枠の中のいじめ等への対応の徹底で、予算が毎年ちょっとずつ減ってるんですけども、これって理由があるのかなと思ったりとかしたんですけど。やっぱり推移で人数が減っていくと見ているということですか。</p>
指導課長	<p>そうですね。</p>
石井委員	<p>であれば、それで前提でいいんですが、ものによって増えていつているものもあったりとかして、そこら辺がちょっと顕著なものが幾つかあったのでそこら辺の質問がしたかったんですけど。例えば、14ページの38番なんですけど、児童クラブを運営するとあるんですけども、令和6年度が突出して多いんで</p>

教育企画課長	<p>すが、これ何か理由があるんでしょうか。</p> <p>おくの義務教育学校で1階の校舎建設とともに児童クラブも新しい建物を造りますので、その建設費です。</p>
石井委員	<p>建設費か。分かりました。それが、それで結構令和6年度に多いものが多いんですね。それだけ分かれば、あとは流れるには理解できました。ありがとうございます。</p>
教育長	<p>ほかに。</p> <p>なければ、議案第6号「牛久市教育振興基本計画実施計画の策定について」賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>議案第6号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、報告第3号「専決第1号令和5年度牛久市一般会計予算について」事務局より説明をお願いします。</p>
教育企画課長	<p>それでは、令和5年度の一般会計予算が示されましたのでご説明いたします。</p> <p>法律の規定に基づきまして、市長が教育に関する予算を議会に上程する場合は教育委員会の意見を聞くこととなっておりますので教育委員会に諮るものですが、議会の新年度予算及び補正予算につきましては、日程の都合上、委員会を招集する時間的余裕がないことから教育長の専決とさせていただきますのでご報告いたします。</p> <p>新年度予算につきましては、市全体の一般会計予算は約300億400万円、前年度比で22億円以上、8.2%の増となっております。そのうち教育に係る予算は53億6,730万円、全体の17.9%を示してございます。</p> <p>お手元にお配りした資料につきましては、各事務事業、先ほどの点検・評価や実施計画でお示しましたが、それぞれに基づいて令和5年度の前年度予算額を数値で示しております。</p>

	<p>主な新規事業につきましては、先ほどもありましたが、おくの義務教育学校の校舎建設、物価高騰に対する給食費の負担軽減措置、幼児教育センターの存続アドバイザー配置、運動公園の屋根の改修、下根中学校の改修等々ございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>質問ありませんか。</p> <p>3月補正もいいのね、一括で。</p>
教育企画課長	<p>次に説明します。</p>
教育長	<p>ああ、そうですか。</p> <p>では、次に3月補正についてお願いします。</p>
教育企画課長	<p>引き続き3月の補正予算になります。</p> <p>3月補正につきましては、教育委員会に関わる予算に限らず令和4年度、本年度の決算見込みを算出した上で不要と見られる予算の減額補正が主なものとなっております。これは毎年と同様の措置です。減額補正並びに必要な経費の補正等を盛り込んでおりますが、お手元の資料で言いますと前に黄色い線が引いてあるものがございます。例えば、私のほうで教育企画課奨学金条例10番なんですけれども、奨学金条例につきましては、実際に奨学金を請求された案件について数値が出ておりますけれども、不用額を削減、不用額については減額、それと毎年、奨学基金というものが奨学金の財源になっているんですけれども、その奨学基金から資金を捻出しまして、その額が毎年減ってしまっただけではないので、奨学基金についてはふるさと基金ですね、牛久市に全国から寄せられたふるさと基金を財源で充てております。その財源を今回の3月補正で充当すると、埋め合わせをするという措置がありますので、このような措置を毎年行っております。</p> <p>補正予算については以上です。</p>
教育長	<p>以上、報告4号「専決第2号令和4年度一般会計3月補正予算」いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>ないようでしたら、以上で本日の議事は終了いたします。</p> <p>これにて2月の定例会を終了いたします。</p>

	<p>次回の定例会は、令和5年3月23日、リフレビル4階第3会議室、午後1時30分で行います。また、3月13日にリフレビル4階第3会議室、午後、臨時会、教職員の異動の内示がありますので、これを開催いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
--	--